

タクシー運賃表

1. 距離制運賃

車種別	区分	初乗運賃 最初の1.19km	加算運賃
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗用定員7名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)を除く。	910円	138メートルまで 増すごとに100円
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであつて乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。 身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)のうち乗車定員7名以上のもの。	840円	139メートルまで 増すごとに100円
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のものであつて乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であつて乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車(使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。)。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。	700円	229メートルまで 増すごとに100円

2. 時間距離併用運賃

車種別	運	賃
特定大型車	時速10キロメートル以下の走行時間について	0分50秒について100円の割合
大型車	時速10キロメートル以下の走行時間について	0分50秒について100円の割合
普通車	時速10キロメートル以下の走行時間について	1分25秒について100円の割合

3. 時間制運賃

車種別	運	賃
特定大型車	最初の30分まで5,800円	以後30分ごとに5,800円
大型車	最初の30分まで5,750円	以後30分ごとに5,750円
普通車	最初の30分まで4,100円	以後30分ごとに4,100円

4. 料金

(1) 待料金

特定大型車 = 0分50秒について100円の割合
普通車 = 1分25秒について100円の割合

(2) 迎車回送料金

1車1回ごとに200円

5. 運賃の割増

(1) 深夜早朝割増

22時から翌日5時まで 2割増

(2) 冬期割増

飯山市、中野市、下水内郡、下高井郡、上水内郡信濃町・飯綱町、北安曇郡小谷村・白馬村・大町市(旧美麻村のみ)の地域
ただし、当該地域を走行する自動車に限る。
12月24日から3月5日まで 2割増

(3) 寝台割増

2割増

6. 運賃の割引

(1) 身体障害者・知的障害者割引

1割引

(2) 遠距離割引

距離制運賃で9,000円を超える額について 1割引

(3) 運転免許返納者割引

1割引

(4) 観光ガイド割引

別紙

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

運輸省告示第372号
昭和48年9月6日

一部改正 運輸省告示第140号
平成11年3月10日

一部改正 運輸省告示第268号
平成12年7月4日

一部改正 国土交通省告示第569号
平成20年5月12日

一部改正 国土交通省告示第175号
平成26年2月28日

一部改正 国土交通省告示第429号
平成31年3月27日

一部改正 国土交通省告示第1405号
令和2年11月27日

(適用範囲)

- 第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般的の慣習によります。
- 2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

- 第2条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(運送の引受け)

- 第3条 当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
- (8) 旅客が第4条の3第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
- (9) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- (10) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- (11) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2 当社の禁煙車両(禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。)内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することができます。

(手回品の持込み制限)

第4条の3 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

2 当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することができます。

4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することができます。

(運賃及び料金)

第5条 当社が收受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

(運賃及び料金の收受)

第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

(旅客に対する責任)

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終ります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。